唐津市相知天徳の丘運動公園多目的運動広場

区分				改正後			
			アマチュアスポーツに利用		アマチュアスポーツ以外に利用		(1時間当たり)
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	(1時間ヨたり)
専用利用	一般	全面	620円	1,250円	1,880円	7,540円	930円
		1面	210円	_			230円
	生徒・児童	全面	310円	620円	_	_	460円
		1面	100円	_			110円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)	
個人利用	一般	100円	110円	
四人们用	生徒・児童	50円	50円	

X	· 分	改正前	改正後	
	. /)	(30分当たり)	(30分当たり)	
	ソフトボールA	620円	620円	
	ソフトボールB	830円	830円	
夜間照明施設	野球 A	1,040円	1,040円	
	野球B	1,150円	1,170円	
	全面	2,510円	3,660円	

【備考】

- ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
- ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。
- ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。
- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合(ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く)は、改正後の使用料となります。

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237